

制度情報—2022年2月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

電子証明書類の応用領域拡大と全国相互認証の推進加速に関する意見

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2022〕3号

(公布日) 2022年2月22日

(施行日) 2022年2月22日

1. 主なポイント

- (1) 個人の電子証明書の応用領域を拡大し、出生医学証明、身分証、社会保障カード、職業資格証等の個人によく使用される証明書類が、出産登記、住宅積立金の移転、登録地外での医療費用精算、不動産登記、就業・起業等の領域で応用されることを推進する。(第4条)
- (2) 企業の電子証明書類の応用領域の拡大を要求した。例えば、企業営業許可証、生産経営許可証等の電子許可証類、納税・費用納付、社会保険・医療保険、公共資源取引、金融サービス、行政法執行等の領域への運用を推進する。政府機関は電子証明書共有方式により企業の手続きに必要な情報を照会、確認するものとし、証明の実物や書類の提出は不要とする。(第5条)
- (3) 電子証明書類の作成機関は、政務サービスプラットフォーム又は窓口において、業界、分野ごとの電子証明書の応用シーンや応用ガイドを、定期的に社会一般に向けて公表しなければならない。(第6条)
- (4) 電子証明書類のオンライン業務手続きが困難であるか利用できない企業、高齢者、障害者等の主体が、紙等の証明書類を使用して関連手続きを行う場合、政務サービス機関は電子証明書類の使用を強制してはならず、窓口での紙の証明書での業務手続きがスムーズに行えることを保障しなければならない。(第8条)
- (5) 電子証明書類の発行・使用リストを設け、それを全国一体化政務プラットフォームによる動態管理に組み入れ、情報の採集を最小限とする原則に則ってデータ・情報を採集し、企業や個人の営業秘密及び個人情報漏えいしないようにする。(第10条、第14条等)

2. 今後の留意点

当該意見の実施により、企業や個人が政府の関連手続きを行ううえで電子証明書類、電子印鑑の導入が今後主流となり、書類での証明書や資料の提出の軽減にもつながり、手続きが簡便となる。ただし、現時点では電子証明書類にはなお、基準が完全に確立されていなかったり、共有のシステムが不完全である等の問題が残っており、日系企業では電子証明書類に関する動態に随時注目しつつ、電子証明書類を実際に利用するにあたっては、営業秘密や個人情報を保護する措置を適切に取るよう勧める。(全18条)

『民法典』総則編の適用にかかる若干の問題に関する解釈

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法釈〔2022〕6号

(公布日) 2022年2月25日

(施行日) 2022年3月1日

1. 主なポイント

- (1) 民事法律関係における「慣習」の定義基準について、当事者が契約紛争の中で「慣習」の適用を主張する場合、慣習及び具体的内容について相応の証拠を提出しなければならない、必要な場合は裁判所が職権により調査することもできることを、明確に規定した。(第2条)
- (2) 民事行為にしばしば出現する「重大な誤解」、「誤報」、「詐欺」、「脅迫」の含意及び範囲を明確にした。(第19条、第20条、第21条、第22条)
- (3) 委託代理人が被代理人による同意又は追認なく、第三者への再委託を行う「緊急の状況」の範囲又は定義基準を明確にした。(第26条)
- (4) 表見代理の判断条件又は認定基準について整備し、表見代理を構成するかどうかについて争議を提起する場合における、相手方と被代理人の举证責任の分配規則を定めた。(第28条)
- (5) 他人の権益を保護するために自らが損害を被り、受益者に適度な補償を請求する場合、裁判所は被害者が被った損害及びすでに賠償を得た状況、受益者がどれだけ受益したか及びその経済状況等に基づいて受益者が負担する補償金額を確定する。(第34条)
- (6) 権利者が義務者の代理人、代理管財人又は遺産管理人等に履行請求を提出する場合も、訴訟時効の中断を構成する。(第38条)

2. 今後の留意点

『民法典』は中国で初めて「法典」と名付けられた法律であり、あらゆる民事主体のさまざまな面に関係し、外資系企業及び外国籍者が中国で行う投資、取引、業務、生活の各方面に影響を与えるものである。当該司法解釈の公布・実施は、企業及び個人が『民法典』総則編の内容を正確に理解するのに役立つ、取引の安定と安全を促進するものとなるため、各日系企業では『民法典』に関する動きに随時注目し、正確な理解のもとに取引管理や運用を行う必要がある。(全39条)

『工業経済の平穏な成長を促進する若干の政策』の公布に関する通知

(発令元) 国家発展改革委員会、工業・情報化部、財政部、
人力資源社会保障部、自然資源部、生態環境部、
交通運輸部、商務部、中国人民銀行、税務総局、
中国銀行保険監督管理委員会、エネルギー局

(法令番号) 発改産業〔2022〕273号

(公布日) 2022年2月18日

(施行日) 2022年2月18日

1. 主なポイント

- (1) 中小零細企業の設備器具購入にかかる損金算入措置を拡大し、企業が2022年内に単位価格500万元以上の設備器具を購入した場合、減価償却年数に応じて一括損金算入か「半減控除」を適用できることを定め、当該政策を適用する企業の範囲についても明確に規定した。(第1条)
- (2) 『製造業中小零細企業の2021年第4四半期の一部税金・費用納付の猶予に関する国家税務総局、財政部の公告』(2021年第30号)に規定する、製造業に従事する中小零細企業の2021年第4四半期の一部税金・費用納付を猶予する政策の実施を延長し、猶予期間は原規定の3ヶ月間からさらに6ヶ月延長されることとなった。(第2条)
- (3) 失業保険、労災保険の料率の一時的な引下げ政策の実施を2022年も延長する。(第4条)
- (4) 電気料金を業種別に差別化して設定する政策を実施し、石油、コークス等の高エネルギー消費業種のうち、エネルギー効率が標準レベルに達している既存企業に対しては料金を引き上げず、未達の企業に対しては、エネルギー効率レベルの不足に応じて段階的な区別を設ける。(第8条)
- (5) 新たな再生可能エネルギー及び原料をエネルギーとする消費については、エネルギー消費総量に組み入れての管理・規制を行わず、政府のエネルギー消費指標の達成度の問題により企業の正常なエネルギー使用が制限されることのないようにする。(第17条)
- (6) 大気の大気汚染への対処の級別・区別管理制度を整備し、企業に対する正確な制御管理を行い、「一律停電」等の画一的な政策を取ることのないようにする。(第18条)

2. 今後の留意点

『工業経済の平穏な成長を促進する若干の政策』の施行を受け、企業では上述した財政、税制、投資、外資・貿易面等における優遇政策に注目し、それらを活用してコストや支出を軽減することができる。また、土地利用やエネルギー消費、環境政策の面においても、現地政府機関による制限要求に留意し、要求を満たさないことで政府機関からの面談や処罰を受けることのないようにしたい。(全18条)

サービス業分野の困難な業種の回復・発展の促進に関する若干の政策

(発令元) 国家発展改革委員会、財政部、人力資源社会保障部、
住宅都市農村建設部、交通運輸部、商務部、文化・観光部、
国家衛生健康委員会、中国人民銀行、国務院国有資産監督
管理委員会、国家税務総局、国家市場監督管理総局、
中国銀行保険業監督管理委員会、中国民用航空局

(法令番号) 発改財金〔2022〕271号

(公布日) 2022年2月18日

(施行日) 2022年2月18日

1. 主なポイント

- (1) サービス業に対する増値税の加算政策の実施を延長。生産性サービス業の納税者の当期における控除可能仕入納税額を10%加算し、納税額から控除することを認める施策を2022年も継続し、生活性サービス業の納税者に対しては15%加算して納税額から控除できるものとする。
(第1条)
- (2) 各地の政府が現地の実態に応じ、2022年も不動産税、都市部土地使用税の納付に困難のある納税者に対し減免措置を取ることを奨励する。(第3条)
- (3) 条件を具備する地方において、飲食業、小売業向けの従業員の定期PCR検査の無料提供や、企業の防疫、消毒・殺菌支出に対する補助支給を奨励する。(第11条、第18条)
- (4) 宿泊、会議、飲食等のサービス項目の政府調達において、ホテルクラス、所有制等による制限を設けてはならず、関連企業の政府調達への参与を制限してはならない。(第27条)
- (5) 2022年は、航空運輸業の増値税1年分予納制度を停止する。(第37条)
- (6) サービス業界に対するコロナ対策の実施精度を高め、「疫学調査を実施していない」、「根拠となる政策がない」等の理由によって飲食店、スーパー、ショッピングモール、映画館及び関連サービス業施設等を休業させたり、休業期間を延長させてはならず、国務院の要求する防疫政策のほかに無断で独自の対策措置を加えてはならないことを明確に規定した。(第43条)

2. 今後の留意点

当該政策の施行を受け、各地政府機関より具体的な実施細則が公布される可能性があり、各日系企業では速やかに関連優遇政策の適用条件を把握されたい。また、各地政府により上記のほかにも補助政策が制定される可能性がある。製造業における企業の技術改良に対する総合奨励補助金の支給等、今後各地の政府機関が設けるその他の政府補助金を実施される見込みもあり、中には支給額が数百万円となるものも含まれることが期待されているため、政策の内容と、自らが優遇を受ける条件に適合しているかどうかを確認するとともに、政府機関とも交渉することで、より速やかに優遇政策の適用を受け、コスト軽減の恩恵を享受できる。(全43条)

『高エネルギー消費業種の重点分野における省エネ低炭素削減改造グレードアップの実施ガイドライン（2022年版）』の公布に関する通知

（発令元）国家発展改革委員会、工業・情報化部、

生態環境部、国家エネルギー局

（法令番号）発改産業〔2022〕200号

（公布日）2022年2月3日

（施行日）2022年2月3日

1. 主なポイント

- (1) エネルギー利用効率が指標レベルの、特に基準レベルを下回っている企業に対し、本実施ガイドライン、グリーン技術普及目録等により提示された先進技術設備を利用し、余熱余圧利用、汚染物質排出低減、固形廃棄物の総合利用等の改造を強化し、資源・エネルギーの利用効率を高めるよう指導する。（第1条）
- (2) 中堅企業が資金、人材、技術等の優勢を活かして生産能力置換等の方式により独自に事業合併・再編を行ったり、一定規模を擁する一体化生産拠点を築くことを奨励する。（第3条）
- (3) グリーン低炭素モデルチェンジ発展要求に合致しない、旧式の工程技術や生産設備は、政府機関が法により淘汰する。エネルギー効率が基準レベル以下で、かつ政府の規定期限までに改造・グレードアップを行って基準レベル以上に到達できない生産能力に対し、政府機関により市場からの退出を進めていく。（第4条）
- (4) 製油、エチレン、板ガラス、建築、鉄鋼、コークス、非鉄冶金等 17 業種の現状を明確にし、各業種の改造・グレードアップ要求及び2025年までの取組目標を提示した。コークス業界に対しては、循環経済改造を発展させ、コークス炉ガス脱硫廃液からの塩抽出、酸製造等の高効率資源化利用技術を普及して排気汚染物の問題を解決するよう求めた。（付属書第15項）

2. 今後の留意点

本ガイドラインの実施を受け、各地の業界所管機関では管轄地の実態に応じた具体的執行措置を制定する可能性がある。各日系企業では、所属業種の省エネ低炭素改造・グレードアップに関する情報に随時注目し、自社の生産工程技術、生産設備の適法化調整を行ことが望ましい。特に、企業が規定期限内に改造・グレードアップを行って基準レベル以上に到達できない生産能力は、政府機関により淘汰され、市場から退出させられる可能性がある。（全4条）

『市場主体登記文書規範』、『市場主体登記提出書類規範』の公布に関する通知

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国市監注発〔2022〕24号

(公布日) 2022年2月28日

(施行日) 2022年2月28日

1. 主なポイント

- (1) 企業、個人商工業者、外国企業の常駐代表機関及び外国（地域）企業の中国国内における生産経営活動への従事等にかかる各種市場主体登記にあたっての書類規範及び申請文書を分類・統一し、文書の種類と書類の件数を減らした。（第1条第1項）
- (2) 一部の新規業務の手続き規範及び申請文書を新たに設けた。企業の休業届出にあたっての基礎提出書類及び書式を設けて各地の実状に併せて調整できるようにした等。（第1条第2項）
- (3) 一部書類の規範要求及び申請文書を削減した。営業許可証の紛失により再発行を受けるにあたっての株主又は出資者全員による承諾書等の提出要求の廃止等。（第1条第3項）
- (4) 実態に合わせて一部の書類規範及び登記規範の要求を調整した。経営範囲の記入方式を、登記機関が公布する経営項目分類基準に基づくものに調整した等。企業抹消登記の手続き時において、政府機関間での情報共有により納税完了情報を取得できるものについて、企業による紙の納税完了証明の提出は不要とする。（第1条第4項）
- (5) 企業等の市場主体に対し、1ヶ月の移行期間（2022年3月1日から2022年4月1日まで）を与え、移行期間中は企業等が旧式の文書及び書類規範を使用して登録登記を行ったものについては、各地の市場監督管理機関は拒否してはならず、受理して手続きしなければならない。（第2条第1項）

2. 今後の留意点

『市場主体登記文書規範』、『市場主体登記提出書類規範』は、現有の同類の規范文書に対する改訂を行ったもので、企業等の市場主体が行う登記の標準化、規範化を促進するものとなった。日系企業が中国で経営活動を行ううえでは、政府機関での登記、変更、届出、抹消等の手続きは避けられないものであり、一部の書類は日本本社で作成することになる。このため、各日系企業でこれらの規范文書の内容を理解し、経営範囲の変更、会社定款の届出、休業届出等を手続きする際等に提出すべき書類がどのようなものかをよく把握しておき、書類不備により時間と手間を浪費しないようにしたい。（全3条）

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

賈氏は2009年6月に広州市にあるA社に技術担当者として入社した。その後、固定期間労働契約を2回締結し、契約期間はそれぞれ2009年6月26日から2012年11月30日まで、2012年12月1日から2017年3月31日までであった。

2017年3月27日になり、A社は賈氏に対し、双方の労働契約は2017年3月31日をもって期間満了となるが、更新はしないことを告知した。賈氏は、双方ですでに固定期間労働契約を2回締結しているとして、A社に無固定期間労働契約の締結を申し入れたが、A社は同意しなかった。

その後賈氏は2017年3月31日まで勤務したが、以後A社は賈氏の出勤、工場への立入りを認めなかった。2017年4月1日、A社は賈氏に対し2017年3月分の賃金と8ヶ月分の経済補償金を支払った。

賈氏はこれを不服として2017年5月18日に労働仲裁を申し立て、A社に対し、固定期間労働契約を締結してそれを履行するとともに、2017年4月1日から仲裁日までの賃金を支払うことを請求した。

2. 紛争の焦点

A社が賈氏と労働契約を終了したことは合法か。

3. 弁護士の分析

A社による賈氏との労働契約終了は合法かつ有効である。具体的な分析は以下の通り。

- (1) 事実として、A社は2017年3月27日、賈氏との労働契約期間が満了する前に、賈氏とは労働契約を更新するつもりはなく、会社に労働契約を更新する意向がないことを明確に告知している。
- (2) 法律上、『労働契約法』第14条第2項の規定により、使用者と労働者が協議し合意に至れば、無固定期間労働契約を締結することができる。とされている。

同時に同法第14条第2項第3号では、労働者は以下の条件を全て満たしている場合に限り、無固定期間労働契約への更新が可能であると規定している（ただし、労働者の方から固定期間労働契約の締結を申し出る場合を除く）。

- ①連続して2回の固定期間労働契約を締結している。
- ②『労働契約法』第39条、第40条第1項、第2項に所定の事由がない。
- ③双方で労働契約更新について再び合意している。

このため、会社が労働契約の更新を望んでいなければ、双方による労働契約更新にかかる合意への意思表示が欠缺し、労働契約は期間満了をもって終了することとなる。

本件において、A社は賈氏に労働契約期間の満了後更新はしないことを告知し、会社として契約更新はしないという意思表示を明確に行っているため、A社が契約期間の満了に伴い賈氏との労働契約を終了したことは合法であるといえる。

4. 司法判断

本件は労働仲裁を経て、第一審、第二審、再審が行われたのち、最終的にA社による賈氏との労働契約解除は違法であり、A社は賈氏に経済賠償金を支払うべきであると認定された。

5. 留意点

実務において、多くの企業が2回目に更新した労働契約期間が満了した後、会社から一方的に労働契約を終了できるかどうかについて疑問を抱いている。この問題について各地の裁判所により見解は異なっており、一概に結論付けることはできず、具体的な分析が必要となる。

(1) 北京市、青島市等の裁判所では、連続2回の固定労働契約を締結した後、労働者側から更新を求めた場合、会社が労働者と無固定期間労働契約を締結することは必須であり、更新しないことを選択する権利はないと認識されている。

一方、上海市の裁判所では、双方が労働契約の更新に同意していることが無固定労働契約締結の前提条件であり、会社が契約更新を望まない場合は、労働者と無固定期間労働契約を締結しなくてもよいと認識している。

このため、各日系企業でこのような状況となった場合には、弁護士に相談して各地の事例や司法実践、裁判規則等に基づいた対応アドバイスを受けることを勧める。

(2) 「従業員の規律違反、あるいは業務に堪えない」等を理由として従業員との労働契約を解除しようとする場合は、会社側の証拠の有無及び従業員が業務に堪えないことを証明するに十分であるか、具体的な考課基準を設けているか、考課過程の適法性、結果の合理性等が、裁判所により重点的に審査されることになる。

日系企業の日常管理においては、従業員の月度、四半期、年度の考課業務をしっかりと行い、考課の基準、項目、根拠を明確にし、ビデオ、会議記録等の形式で考課の過程や基準、項目等の関連証拠を残し、保存しておくことが大切である。